

このご旅行は、(株)高知新聞観光(高知市本町三丁目2-15 観光庁長官登録旅行業第444号)(以下「当社」といいます)が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様とは募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」と呼ぶ)を締結することになります。旅行条件は、募集広告(パンフレット等)の各コースに記載されている条件によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集企画旅行契約の部によります。

■旅行のお申し込み

お申し込みの際には所定のお申込書に必要事項をご記入の上、お申込金を添えてお申込みいただきます。
お申込金の受理をもって当契約の成立とさせていただきます。

●お申込金

旅行代金(1名様)	全コース共通(一律)
申込金	旅行代金の20%以上

■お申込金を除いた残金は旅行出発日の前日から起算して75日目にあたる日より前にお支払いください。

■旅行代金に含まれるもの

船舶運賃、キャビン使用料、乗船中の全食事代(一部有料)、船内でのエンターテイメント、テンダーボート代など(日程表に明示した航空運賃、ホテル代)

■旅行代金に含まれないもの

渡航手続き諸費用、自宅から発着港間の交通費、お荷物宅配料金、船内のアルコール類、レギュラーメニュー以外のドリンク類、一部レストランのテーブル料、一部之カルチャー教室、インターネット、ランドリーカリーニング、電話代、マッサージ、美容院等の個人的な費用、船内のチップ、各寄港地の観光(オプショナルツアーや食事)。

なお、政府関連諸税はご旅行代金とあわせ別途ご請求します。

※クルーズ客船の燃油サーチャージは2013年11月10日に現在廃止されていますが、今後の原油価格の動向によりチャージされる場合があります。

※政府関連諸税および燃油サーチャージの代金は予告なしに変更される場合があり、運行会社はクルーズ代金全額収受後でもその不足分をお支払いただく権利を有します。

■お客様による旅行契約解除権(旅行のお取消し)

お客様は「取消料」を支払うことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。右表でいう「旅行契約解除期日」とは、お客様が当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただき、当社が確認したときを基準とします。

クルーズ旅行取消料(お客様による旅行契約解除)		
旅行契約解除期日	取消料(お一人様)	
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	75日以前	無料
	74~57日前まで	旅行代金の10%
	56~29日前まで	旅行代金の25%
	28~15日前まで	旅行代金の37.5%
	14日前以降	旅行代金の50%
	旅行開始後、または無連絡の不参加	旅行代金の100%

※クルーズ旅行をお取消しになる場合、取消料をカバーする保険(クルーズ旅行取消費用担保特約付海外傷害保険)がございますので、クルーズ旅行と同時にこの保険をお申込みいただきますようお勧めいたします。詳しくは販売員までお尋ねください。

■お客様に対する責任

当社は旅行契約の履行にあたって直接当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、そのお客様が直接こうむられた損害を賠償いたします。但し、荷物の場合は原因、損害額の如何を問わず一人15万円を最高限度額とします。(損害賠償発生後21日以内に申請があったものに限る)

■お客様の責任

当社はお客様の故意または過失、法令もしくは公序良俗に反する行為により当社が損害を被ったときは、お客様から損害の賠償を申し受けます。

■特別補償

当社は責任の有無にかかわらず、旅行社が旅行参加中にその生命、身体又は手荷物上に被った一定の損害についてはあらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。

お問い合わせ
お申し込み



観光庁長官登録旅行業第444号

旅行企画・実施 (株)高知新聞企業(高知新聞観光)

〒780-8666 高知市本町3丁目2番15号

◆http://www.kochi-sk.co.jp ◆e-mail:kanko@kochi-sk.co.jp

TEL 088-825-4334 FAX 088-825-3068

総合旅行業務取扱管理者：田村 傑介

受託販売